

令和 3 年度 第四期 一級/二級/木造建築士定期講習

平成 20 年 11 月 28 日に施行された建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習(以下「建築士定期講習」という)を受けることが義務付けられています。

なお、施行日以降に建築士試験に合格した方で建築士事務所に所属した建築士の方は、その合格日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年以内に建築士定期講習を受講すればよいこととなります。

建築士事務所に所属する建築士(管理建築士を含む。)のうち、次に該当する方は、令和 3 年度中に建築士定期講習を修了することが必要です。

- ・ 平成 30 年度に建築士定期講習を修了した方
- ・ 平成 30 年度以前の建築士試験に合格した方で、建築士定期講習をまだ受講していない方

■受講申し込み方法

(公財)建築技術教育普及センターHP(<http://www.jaeic.or.jp/>)からインターネット申し込みができます。もしくは、受講申込書を(公財)建築技術教育普及センターHP からダウンロードして下さい。申込書をご記入の上、持参または、簡易書留郵便で下記の窓口受付までお送り下さい。なお郵送申込みの場合、受講票を返送するため、宛先明記された 84 円切手付き封筒も同封して下さい。

■受講申込書の窓口受付

- (1)期間 令和 3 年 11 月 1 日(月)～令和 4 年 1 月 25 日(火)(5F-03)(ただし、土、日、祝日は除く。)
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
- (2)場所 (一社)和歌山県建築士会
(〒640-8045 和歌山県和歌山市ト半町 38 建築士会館 1 階)

■受講手数料 12,980 円(消費税、テキスト代を含む)

会場コード及び講習日・講習会場

会場コード	講習日	講習会場
5F-03	令和 4 年 2 月 8 日(火)	和歌山県自治会館

■講習の構成

1. 講習は、テキストを使用した 1 日の講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成により実施します。
2. 講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。

■修了者の発表 令和 4 年 3 月 末を予定

■問い合わせ先

一般社団法人 和歌山県建築士会 TEL 073(423)2562
公益財団法人 建築技術教育普及センター TEL 03(6261)3310(代表)

※講習会案内は建築士事務所に所属するすべての建築士の方に周知するため、県下の建築士事務所に送付しておりますので、既に受講している方や、今年度の受講対象外の方にも講習会案内を送付していることをご了承下さい。

和歌山県建築士定期講習受講申込受付会場並びに講習日及び講習会場案内等

1. 受講申込受付会場案内

- (1) 会場名 和歌山県建築士会館 1階
(一社)和歌山県建築士会 事務局
- (2) 住所 和歌山市卜半町38番地
- (3) 案内図

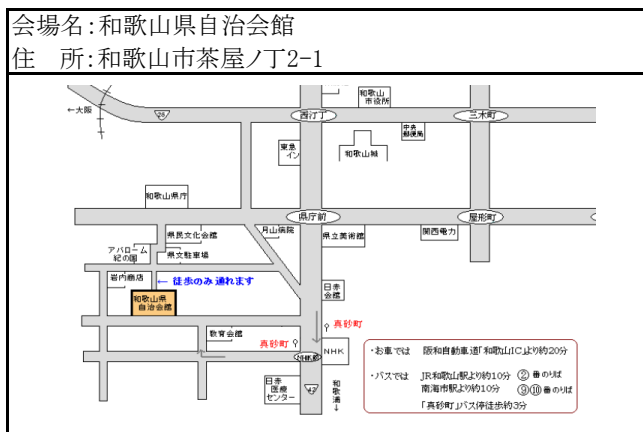


2. 講習日及び講習会場案内等

(1) 講習日及び講習会場

会場コード	講習日	講習会場名	担当団体	定員
5F-03	令和4年2月8日(火)	和歌山県自治会館	(一社)和歌山県建築士会	80名

(2) 講習会場案内図



(3) 講習の時間割

項目	時間	内容
受付開始	9:00～ 9:20	・講習会場への入場及びテキストの配布等
受講説明	9:20～ 9:30	・講習概要の説明、注意事項の説明
講義	9:30～11:55	・建築物の建築に関する法令に関する科目 途中休憩10分
休憩	11:55～12:45	
講義	12:45～15:35	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 途中休憩10分
修了 考查	一級 建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目
	二級 建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目
	木造 建築士	・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目

※講習会場案内は建築士事務所に所属するすべての建築士の方に周知するため、県下の建築士事務所に送付しております。
そのため、既に受講している方や、今年度の受講対象外の方にも講習会場案内を送付していることをご了承下さい。